

## 空港建築施設の脱炭素化に関する検討ワーキンググループ 規 約

### （設置の目的）

第 1 条 空港における脱炭素化に向け、空港建築施設における具体的な取組について、関連施設にも考慮しつつ、空港の特性を踏まえながら専門的知識に基づいた検討を行うことを目的として、空港分野における CO2 削減に関する検討会の下に「空港建築施設の脱炭素化に関する検討 WG」（以下検討 WG）を設置する。

### （検討 WG の構成）

第 2 条 検討 WG の構成は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーとする。ただし、第 3 条第 1 項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

### （委員長の任命等）

第 3 条 検討 WG に委員長を 1 名置く。  
2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。  
3 委員長は、本委員会を統括する。  
4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

### （議事の公開）

第 4 条 検討 WG は冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。  
2 検討 WG の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。  
3 検討 WG の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### （事務局）

第 5 条 検討 WG の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課及び空港技術課に置く。

### （守秘義務）

第 6 条 委員及びオブザーバーは、検討 WG を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討 WG の運営に関し必要な事項については、検討 WG で定めるものとする。  
2 検討 WG における検討結果の概要については、必要に応じて空港分野における CO2 削減に関する検討会に報告するものとする。

### 附 則

1 この規約は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

## 空港建築施設の脱炭素化に関する検討WG 委員等名簿

## (学識経験者)

田辺 新一	早稲田大学 理工学術院創造理工学部建築学科 教授
伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 システムデザイン工学科 教授
花岡 伸也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

## (関係事業者)

一般社団法人全国空港ビル事業者協会
定期航空協会
北海道エアポート株式会社
仙台国際空港株式会社
成田国際空港株式会社
中部国際空港株式会社
関西エアポート株式会社
高松空港株式会社
広島国際空港株式会社
福岡国際空港株式会社
熊本国際空港株式会社

## (国土交通省)

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 近畿圏・中部圏空港課

## (オブザーバー)

全日本空輸株式会社
日本航空株式会社
新関西国際空港株式会社
日本空港ビルデング株式会社
東京国際空港ターミナル株式会社
株式会社エージーピー
空港施設株式会社
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
国土技術政策総合研究所
国土交通省 東京航空局
国土交通省 大阪航空局
地方公共団体 (空港管理者)

## (事務局)

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港計画課
国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

(順不同、敬称略)